

東京都における福祉サービス第三者評価受審に関する補助制度（令和4年度）

補助制度	サービス種別	補助金額・補助率	設置形態	
<b>【直接補助 都→事業者】</b>				
「民間社会福祉施設サービス推進費」	【高齢】 軽費老人ホーム（A型・B型）、養護老人ホーム 【障害】 障害者支援施設、障害児入所施設（※1）、宿泊型自立訓練（※2） 【子ども家庭】 母子生活支援施設、児童養護施設、自立援助ホーム、乳児院、婦人保護施設 【生活】 救護施設、更生施設、宿所提供施設	60万円 （定額） （※7）	民設	
「特別養護老人ホーム経営支援事業」	指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	60万円 （定額）		
「東京都保育サービス推進事業」	認可保育所（社会福祉法人等（※3））	実費 （60万円上限） （※8）		
「都型放課後等デイサービス事業」	放課後等デイサービス（都型放課後等デイサービス）（※13）	実費 （60万円上限）	民設・公設	
<b>【間接補助 都→区市町村→事業者】</b>				
「保育サービス推進事業」	認可保育所（株式会社等上記以外（※4））、認定こども園	実費 （60万円上限） （※8・9）	民設	
「保育力強化事業」	認証保育所			
子供家庭支援 区市町村包括 補助事業	「認可外保育施設（ベビーホテル等）第三者評価受審費補助事業」 認可外保育施設（ベビーホテル等）			
「障害者日中活動系サービス推進事業（加算分）」	生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型・B型 のいずれか又は複数を実施する事業所（※5）	実費 （60万円上限） （※9）	民設	
障害者施策推 進区市町村包 括補助事業	「障害者（児）短期入所事業（都加算）」	短期入所（福祉型）（※4、※10）	実費 （※12）	民設・公設
	「障害者グループホーム支援事業」	共同生活援助（グループホーム）（※4）		
	「児童発達支援センターサービス推進事業」	児童発達支援センター（※6）	実費 （70万円上限） （※9）	民設
地域福祉推進区市町村包括補助事業	【高齢】 認知症対応型共同生活介護	補助率10/10	民設・公設	
	都が評価対象としているサービスで、他の事業において受審費補助の対象となっていないもの 【高齢】 訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム・ケアハウス）、福祉用具貸与、居宅介護支援、通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、短期入所生活介護、介護老人保健施設、都市型軽費老人ホーム、軽費老人ホーム（ケアハウス）、小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護 等	補助率1/2	民設	
	都が評価対象としているサービスで、他の事業において受審費補助の対象となっていない区市町村立のサービス（公設民営を含む）	補助率1/2	公設	
	都が評価対象としていないサービスで、他の事業において受審費補助の対象となっていないもの 地域密着型介護老人福祉施設、地域活動支援センター、小規模保育事業 等	補助率1/2	民設・公設	

※1 障害児入所施設は、平成24年4月に、知的障害児施設、第二種自閉症児施設、ろうあ児施設、肢体不自由児施設又は重症心身障害児施設から移行した施設、又はそれと同等の基準を満たす施設に限る。

※2 宿泊型自立訓練は、「民間社会福祉施設サービス推進費」の対象となっている都型通動寮に限る。

※3 社会福祉法人等とは、社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人及び公益財団法人、平成26年度時点で都のサービス推進費の対象となっている宗教法人及び個人。

※4 設置主体は問わない。

※5 社会福祉法人、特定非営利活動法人、財団法人、社団法人、医療法人、学校法人及び宗教法人が設置・運営する事業所に限る。  
障害者支援施設で実施する場合及び重症心身障害者を主たる対象とする生活介護事業所を除く。  
生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）のいずれか又は複数と同一事業所番号で宿泊型自立訓練を実施している事業所は、他のサービスと共に受審すること。

※6 社会福祉法人、日本赤十字社、特定非営利活動法人、一般財団法人（公益財団法人を含む。）、一般社団法人（公益社団法人を含む。）、医療法人、学校法人又は宗教法人が設置・運営するもの。

※7 障害者（児）施設に対する補助額は、70万円（定額）。母子生活支援施設、児童養護施設、自立援助ホーム、乳児院については、措置費で算定される額を含む。

※8 公定価格の第三者評価受審加算を受ける年度は、施設が評価機関に支払った額から15万円を差し引いた額（上限45万円）。認証保育所については、施設が評価機関に支払った額から認可化移行運営費支援事業の加算額を差し引いた額。

※9 都から区市町村への補助金額。区市町村から事業者へ交付される額は、区市町村の定めるところによる。

※10 報酬体系上福祉型に分類される事業所。

※11 報酬体系上医療型に分類される事業所。

※12 毎月の運営費補助に含まれる。

※13 都が承認した事業所に限る。

**★ 補助要件、補助申請の締切日、申請に必要な書類等は、事業によって異なりますので、補助金の所管部署に御確認ください。  
また、公立の施設・事業所については、「指定管理協定」や「事業委託契約書」等の規定によりますので、所管の部署に御確認ください。**